

端末交換補償サービス契約約款

第1条（総則）

福井ケーブルテレビ株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が販売する携帯情報端末、通信端末およびその付属品（以下「端末」といいます）の販売にあたり、端末交換補償サービス契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、これにより端末の交換サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

第2条（本約款の範囲、変更および通知）

本約款は、本契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

- 2 当社は、本約款を本契約者の承諾を得ることなく必要に応じて変更することがあります。本約款を変更した場合、当社はホームページなどにて、本契約者に通知します。本約款の変更は、本契約者に通知された時点で効力が生じるものとし、それ以前の約款はその時点で効力を失います。

第3条（用語の定義）

本契約においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

用語	用語の意味
けーぶるスマホ	当社がけーぶるスマホ契約約款に基づいて提供するサービス。
けーぶるスマホ契約	当社からけーぶるスマホサービスの提供を受けるための契約。
けーぶるスマホ契約者	当社とけーぶるスマホ契約を締結している者。
本申込者	当社の本サービスの契約を申し込む者
本契約者	当社と本サービスの契約を締結している者。
補償対象事故	自然故障（メーカー保証期間1年間は除きます。）、破損、水漏れの事故（紛失・盗難・自然災害は除きます。)
登録端末	当社が指定する端末のうち本契約者がけーぶるスマホ契約の申し込みと同時に購入し、当社の顧客管理システムに登録された端末または交換後の端末をいいます。
交換端末	補償対象事故が生じた場合に、登録端末と交換に当社が提供する端末をいいます。
利用開始日	対象商品が本契約者に引き渡された日
課金開始月	利用開始日の属する月の翌月

第4条（本サービスの内容）

当社は、本契約者に対して、第5条（端末交換サービスの内容）に定めるサービスを提供します。

- 2 当社は、支払期限を経過してもなおもお支払い頂いていない利用料等がある場合は、本サービスは提供できません。

第5条（端末交換サービスの内容）

端末交換サービスは、登録端末に補償対象事故が生じた場合に、負担金を支払うことで登録端末を交換端末と交換できるサービスとなります。提供する交換端末は、当社指定の新品又は再生品としま

す。また、本契約者はそのどちらかを選ぶことはできません。

- 2 端末交換サービスを利用できるのは第8条2項に定める契約利用期間内において、2回までとします。また、本サービスによる端末交換の2回目の適用は、前回の適用より半年経過後とします。

第6条（本サービスの提供除外事由）

補償対象事故の発生が、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる事由のいずれかに起因する場合は、当社は本サービスを本契約者に提供いたしません。

- (1) 本契約者の故意または重大な過失
- (2) 本契約者の犯罪行為
- (3) 端末に改造（分解改造、部品の交換）を施した場合、改造に着手した後に生じた損害
- (4) 端末に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- (5) 直接であると間接であるとを問わず、端末構造上の欠陥によって生じた損害
- (6) 直接であると間接であるとを問わず、端末の磨耗、使用による品質もしくは機能の低下、電池の消耗、虫害、鼠喰いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害
- (7) 詐欺または横領によって生じた損害
- (8) 直接であると間接であるとを問わず、差押え、没収、収用、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置によって生じた場合を除きます。
- (9) 盗難、紛失または置き忘れ等登録端末を持参できない場合
- (10) 本契約者が、端末を廃棄または第三者に譲渡した場合
- (11) 火災、地震、水害、落雷などの天変地変ならびに公害などによって生じた損害
- (12) かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみ、または焦げ等端末の機能に直接関係のない外形上の損傷
- (13) コンピュータウイルス若しくはマルウェアによる障害に起因するもの
- (14) 誤使用によるもの
- (15) 自力救済行為等により生じた損害

第7条（申し込み）

本サービスの利用を希望する者は、本契約に同意の上、当社所定の方法により、本サービスの利用を申し込むものとします。ただし、本サービスは、けーぶるスマホ契約者が、当社の指定する端末を購入する場合において、購入申し込み後1週間以内のみ申し込むことができるものとします。

- 2 当社は当社の定める基準に基づき、本サービスの申し込みを承諾するものとします。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込内容に虚偽事項、誤記または記入漏れがあるとき。
 - (2) 当社が提供するサービスに関する料金とその他の債務の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあるとき。
 - (3) 当社が不適切と判断した時。
 - (4) その他当社の業務遂行上支障があるとき。

第8条（契約利用期間）

本契約は、当社が本サービスの申し込みを承諾した時点で成立するものとします。

- 2 本サービスには最大利用期間があります。最大利用期間は本サービスの申し込みをされた月から起算して25ヶ月間とします。

第9条（端末交換サービスの利用手続き）

本契約者は、端末交換サービスを利用する場合、別紙の「本サービスの利用に関する事項」に定める方法、条件に従い、当社に申し込みをするものとします。

第10条（料金等）

本サービスの利用料金、端末交換時のご負担金（以下「利用料金等」といいます。）は、別表で定める料金表によります。

- 2 本契約者は、本サービスの課金開始日から本契約の解約があった日の属する月の末日までの期間について、利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の期間において、けーぶるスマホサービスの利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じた場合においても、本契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- 4 利用料金の課金開始月は、本サービスを申し込みされた月の翌月とします。
- 5 利用料金について、日割計算はいたしません。

第11条（料金等の支払い）

本契約者は、利用料金等を当社の所定の方法により支払うものとします。

- 2 利用料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず利用料金等の支払の確認ができなかった場合、当社より、当社所定の方法により再請求を行います。その際、当社が別途定める再請求にかかる事務手数料を利用料金等に加算して請求をさせていただく場合があります。
- 3 当社は、本契約において明示的に定める場合の他、いかなる場合があっても、当社が本契約者より受け取った利用料金等について、一切返還する義務を負わないものとします。

第12条（遅延損害金）

本契約者が、当社に対し支払うべき債務の支払いを遅滞した場合は、本契約者が支払期日の翌日から支払日に至るまで、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払うものとします。

第13条（債権譲渡）

当社は、本契約に基づき本契約者に対し有する債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、本契約者は、当該債権の譲渡および当社が本契約者の個人情報譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第14条（メーカー保証の優先）

故障時期及び内容がメーカー保証の対象となる場合、本サービスの利用に対してメーカー保証が優先されます。そのため、本サービスの期間中であってもメーカー保証による対応のみが実施されます。

第15条（禁止行為）

当社は、本契約者が、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行うことを禁止します。

- （1）本サービスを不正な目的をもって利用する行為
- （2）当社または第三者に損害を与える行為
- （3）本契約に違反する行為
- （4）法令、公序良俗に違反する行為
- （5）その他当社が不適切と判断する行為

第16条（本サービスの変更）

当社は、当社の都合により、本サービスの変更をできるものとします。

- 2 前項により当社が本サービスを変更した場合、当社は本契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第17条（本サービスの終了）

当社は、本契約者にホームページにより通知または公表することにより、本サービスの全部または一部を終了することができるものとします。

- 2 前項により当社が本サービスを終了した場合、当社は本契約者に対し何ら責任を負わないものとします。

第18条（免責）

当社は、本サービスの提供により、本契約者に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第19条（本契約者による契約の解約）

本契約者は、当社に対し当社の指定する方法で通知をすることにより、本契約を解約することができるものとします。

- 2 解約通知を当社が当月 25 日までに受領した場合は、受領した月を契約解約月として取り扱います（26 日以降は翌月末付での解約となります）。また、当該契約解約月を本サービスの利用終了月と定めます。
- 3 けーぶるスマホ契約が初期契約解除（けーぶるスマホサービスの利用開始日もしくは契約書面受領後のどちらか遅い日から 8 日以内の解約）された場合は、本契約も自動的に契約解除となります。

第20条（当社による契約の解除）

当社は、本契約者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告なしに本契約を即時解除できるものとします。

- （1）本契約者が料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。
- （2）本契約者が当社と契約を締結している他のサービス等に係る料金その他債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合。
- （3）本契約者が第 15 条（禁止行為）を行った場合。

(4) 本契約を継続することが不相当と当社が判断したとき。

第21条（専属的合意管轄裁判所）

本申込者および本契約者と当社における一切の訴訟については、福井地方裁判所または福井簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

付則（実施期日）

この契約は、平成28年5月21日から実施します。

別紙「本サービスの利用に関する事項」

第1条（端末交換サービスの利用手続き）

本契約者は、補償対象事故が発生した場合、当該補償対象事故が発生した日から30日以内に、当社が指定する電話番号に本契約者が電話をするか、または当社が指定する場所に本契約者が来所することにより、端末交換の申し込みをしなければなりません。

- 2 当社は、本契約者からの申し込みを受け付けるにあたり、本契約者からの申し込みであることを、当社が定める方法により確認いたします。なお、本契約者は、当社が指定する書類を提出するものとします。

第2条（交換端末の送付）

当社は、前条に基づき本契約者から端末交換の申し込みを受けた場合、申し出内容及び登録端末を精査し、端末交換の対象となると判断したときは、端末交換を申し込まれた端末1台につき、以下に定める端末をけいぶるスマホ契約の申し込み時に登録された本契約者の住所に当社が定める方法により配送するか、当社が指定する場所に本契約者が持参し端末の交換をします。

端末交換を申し込まれた登録端末と同等の端末1台（但し、他社製品、他機種、再生品を含みます）

- 2 当社が本契約者に提供する交換端末は、当社が指定する機種またはカラーの端末を初期化したものとし、（これにより、本契約者は、交換端末で利用できる機能、サービスまたは料金等が変更になる場合があります）
- 3 交換端末のOSバージョンは、本契約者が端末交換を申し込まれた端末のOSバージョンと異なる場合があります。
- 4 交換端末には、電池パックのほかは、原則として付属品その他の端末は含まれないものとし、ただし、当社が本契約者に対し、交換を申し込まれた端末と異なる機種の端末を交換端末として提供する場合は、当該端末の付属品1式も併せて提供します。
- 5 本契約者の不在または住所の誤り等により、当社が定める期間を経過しても交換端末の配送が完了しなかった場合は、端末交換の申し込みは取り消されたものとみなします。

第3条（事故申告書および故障端末等の送付）

本契約者は、交換端末を受領した場合、当社が指定する期限（以下「送付期限」といいます）内に、事故申告書および故障端末、その電池パック等当社が指定する物品を、当社が指定する住所へ持参または送付するものとし、（SIMカード等、外部メモリ媒体および付属品その他の製品を除いた状態で送付してください。）。

- 2 本契約者が当社の指定する物品等以外の物品を送付した場合、当社は、本契約者が送付した当該物品の所有権その他一切の権利を放棄したとみなし、本契約者はこれに異議を唱えないものとし、また、当社は、本契約者に対し、当該物品および当該物品に含まれる情報等の取扱いおよび返送について一切の責任を負いません。

第4条（故障端末のデータ消去）

本契約者は、故障端末の送付前に、故障端末内に記録された一切のデータ（故障端末の出荷時点で記録されていたデータ等本契約者では消去できないデータは除きます。）を全て消去しなければなりません。送付された故障端末にデータが保存されていた場合であっても、当社は、当該データに関する損害について、一切の責任を負いません。また、故障端末に記録されたデータの交換端末への移行は、本契約者自身の責任で実施するものとします。

第5条（違約金）

本契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合は、当社が指定する支払期日までに違約金として、当社が指定する支払方法に従い、端末の機種ごとに下記の金額を支払うものとします。

(1) 第3条の定めに違反し、事故申告書および故障端末が送付期限内に当社に持参または送付されなかった場合

(2) 本契約の定めに違反して端末交換を申し込んだ場合

機種	違約金
ASUS Zenfone 2 (ZE551ML)	36,000円
ASUS Zenfone 2 laser (ZE500KL)	28,800円
富士通 ARROWS M02	31,200円

2 当社は、本契約者が支払った利用料金等および違約金については、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、返金に応じないものとします。

別表 料金表

料金表	
利用料金（税抜）	交換端末負担金（税抜）
月額300円（24ヶ月間）	5,000円／回（2回まで）

(1) 表記の金額は全て税抜き価格です。消費税分は別途精算させていただきます

(2) なお、当月料金は当月請求となります。